

行政監査結果報告書

テーマ: 公用車の管理運用状況について

平成24年3月

白山市監査委員

監 査 第 6 8 号

平成24年3月26日

白 山 市 長 作 野 広 昭 様

白山市議会議長 前 多 喜 良 様

白山市監査委員 村 下 眞 次

白山市監査委員 西 川 寿 夫

行政監査結果報告書について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、下記テーマの行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果の報告書を提出します。

記

テーマ：公用車の管理運用状況について

《 目 次 》

- 第1 監査のテーマ及び目的
 - 1 監査のテーマ
 - 2 監査の目的（テーマ選定理由）

- 第2 監査の実施概要
 - 1 監査の実施期間
 - 2 監査の対象
 - 3 監査の方法
 - 4 監査の着眼点

- 第3 監査の結果
 - 1 保有状況
 - 2 運用状況
 - 3 管理状況
 - 4 貸付車両

- 第4 まとめ
 - 1 関係規程の整備、運用状況について
 - 2 公用車の運用・管理状況について
 - 3 貸付車両について

資 料 編（平成22年度監査対象公用車両一覧表）

行政監査結果報告書

第1 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

公用車の管理運用状況について

2 監査の目的（テーマ選定理由）

本市では、行政事務を迅速かつ効率的に遂行するために公用車を所有し、リース車両の利用も行われている。

公用車は、事務遂行のうえで有効な役割を果たしているが、その一方で市町村合併に伴う組織の拡大とともに保有台数も増加し、多額の維持管理費を要することから、これまでも増して公用車の適正な配備に基づく有効な活用が求められている。

そこで、公用車の管理運用状況を調査し、今後の適正な管理と活用に資することを目的とする。

第2 監査の実施概要

1 監査の実施期間

平成23年9月21日から平成24年3月2日まで

2 監査の対象

(1) 対象車両

平成23年3月31日現在、市が所有する公用車（リース車を含む）とする。また、団体に貸し出している車両も対象とする。

ただし、次の公用車は用途が特定の目的に限定されるため除く。

①大型特種自動車及び小型特種自動車

〔道路除雪作業車、歩道除雪作業車〕

②特種用途自動車

〔身体障害者輸送車、入浴車、車椅子移動車、車椅子仕様車、リフト付きバス、消防ポンプ車、消防積載車、消防機材車、消防指揮車、消防広報車、災害対策緊急車、救急資機材車、公共応急作業車、除雪トラック、給水車、道路作業車、移動図書館車〕

③普通乗合自動車

〔コミュニティバス〕

④その他特種車両

〔地域安全車、アメシロ防除車（リース）〕

(2) 対象部局、台数

監査対象部局は、本庁の部局及び全支所に渡っており、対象とした車両は254台であった。内容は、表1のとおりである。

表1 監査対象部局、課名及び対象台数

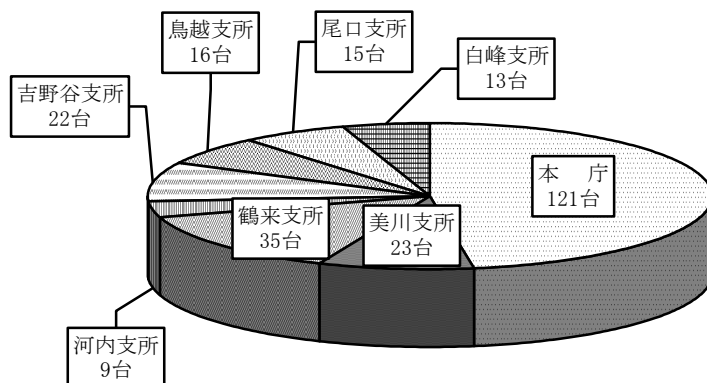
(単位：台、%)

部 局	課 名	台数	構成比
総 務 部	秘 書 課	1	7.1 (14.9)
	総 務 課	1	
	管 財 課	16	
企画財政部	税 務 課	2	2.0
	納 税 課	3	(4.1)
健康福祉部	障害福祉課	2	10.6 (22.3)
	長寿介護課	13	
	高齢者支援センター	6	
	子育て支援課	1	
	保険年金課	1	
	健康増進課	4	
市民生活部	市民相談室	1	1.6 (3.3)
	広報広聴課	1	
	防災安全課	1	
	環 境 課	1	
産 業 部	農業振興課	5	3.1 (6.6)
	林業水産課	1	
	商 工 課	2	
観光推進部	観 光 課	1	1.2 (2.5)
	白山ろく振興課	1	
	吉野工芸の里	1	
建 設 部	土 木 課	2	6.3 (13.2)
	都市計画課	1	
	市街地整備課	1	
	公園緑地課	9	
	建築指導課	1	
	営 繕 課	1	
	住宅管理室	1	
上下水道部	企業総務課	2	2.3 (5.0)
	水道建設課	3	
	下水道建設課	1	
教育委員会事務局	教育総務課	1	13.0 (27.3)
	学校教育課	17	
	生涯学習課	2	
	子ども相談室	1	
	歴史遺産調査室	1	
	石川ルーツ交流館	1	
	スポーツ課	6	
	教育センター	1	
	松任図書館総務課	2	
	松任博物館	1	
議会事務局議事調査課	1	0.4 (0.8)	
小 計	121	47.6 (100.0)	

部 局	課 名	台数	構成比
美川支所	総 務 課	2	9.1 (17.3)
	市民生活課	3	
	健康福祉課	4	
	産 業 課	2	
	建 設 課	8	
美川分室	教 育 課	4	13.8 (26.3)
鶴来支所	総 務 課	15	
	保険福祉課	1	
	子育て保健課	5	
	市民生活課	2	
	産 業 課	1	
	建 設 課	1	
鶴来分室	教 育 課	4	3.5 (6.8)
河内支所	総 務 課	5	
	市民福祉課	1	
吉野谷支所	産 業 建設課	3	8.7 (16.5)
	総 務 課	10	
	市民福祉課	2	
白山ろく分室	産 業 建設課	2	6.3 (12.0)
	教 育 課	8	
鳥越支所	総 務 課	4	5.9 (11.3)
	市民福祉課	2	
	白山ろく健康推進室	3	
	産 業 建設課	7	
尾口支所	総 務 課	9	5.1 (9.8)
	市民福祉課	1	
	産 業 建設課	5	
白峰支所	総 務 課	4	52.4 (100.0)
	市民福祉課	2	
	産 業 建設課	7	
小 計		133	52.4 (100.0)
合 計		254	100.0

(注) 構成比の()書は、本庁のみ又は支所のみ比率である。

対象台数254台のうち、本庁台数が121台（47.6%）、支所台数が133台（52.4%）である。



監査対象部署別の台数〔全体〕

3 監査の方法

監査実施日を定め、市長及び関係機関へ通知するとともに、公用車を所有している所管部署から資料の提出を求め、聞き取り調査等を実施した。

(1) 事前調査

監査委員の監査に先立ち、事務局において公用車の管理運用状況調査票及び関係書類の提出を求め、書類検査（予備検査）及び関係部署職員からの聞き取り調査等を実施した。

(2) 監査

予備検査及び事前の聞き取り調査をもとに監査委員による監査を実施し、監査結果の調整及び監査委員の合意確認を行なった。

(3) 監査報告書の作成

監査の結果を踏まえ、調査内容の整理集約を行い、監査委員会議の上、報告書を作成した。

4 監査の着眼点

(1) 保有状況は適正か

- ・ 車種別、所属別、経過年数別など

(2) 効率的に運用されているか

- ・ 走行距離状況、稼働状況など

(3) 適正に管理されているか

- ・ 維持管理費の状況など

第3 監査の結果

公用車の管理運用状況について監査した結果、おおむね適正と認められた。
 なお、各監査項目に係る監査結果概要等は、以下のとおりであり、検討及び改善すべき事項は、後でまとめて述べることとする。

1 保有状況

(1) 部・局・支所別保有状況

調査基準日現在での公用車の保有台数は254台で、部・局・支所別、車種別の保有状況は表2のとおりである。

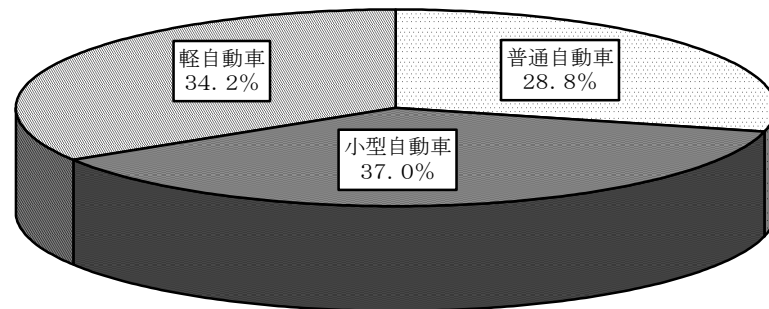
表2 部・局・支所別の車種別保有台数 (単位：台)

部・局・支所		普通			小型			軽		
		乗合	乗用	貨物	乗用	貨物		乗用	貨物	
				トラック等		トラック等	バン等		トラック等	バン等
総務部	18	1	6	1	5		3		1	1
企画財政部	5				1		2	1		1
健康福祉部	27		3		4		3	14		3
市民生活部	4				2			1		1
産業部	8		1		3	1	1		2	
観光推進部	3				3					
建設部	16			2		1	6		6	1
上下水道部	6		1					2		3
教育委員会	33	16	1		3		2	2	2	7
護会事務局	1		1							
美川支所	23	1	2	1	2	1	4	5	4	3
鶴来支所	35	3	6		8	3	3	6	2	4
河内支所	9	1	2		2	1	1		2	
吉野谷支所	22	4	2		4	3	4	4		1
鳥越支所	16	3	1		8	1		1	2	
尾口支所	15	2	3	1	4	1		2	1	1
白峰支所	13	4	4		3	1			1	
合計	254	35	33	5	52	13	29	38	23	26
構成比(%)	100.0	13.8	13.0	2.0	20.5	5.1	11.4	15.0	9.0	10.2

(注) 美川分室・鶴来分室・白山ろく分室の教育課は、各支所において集計している。

【区分定義】

- 軽：排気量 660cc 以下, 長さ 3.4m 以下, 幅 1.48m 以下, 高さ 2.0m 以下
小型：排気量 2000cc 以下, 長さ 4.7m 以下, 幅 1.70m 以下, 高さ 2.0m 以下
普通：排気量, 長さ, 幅, 高さが小型より大きいもの(ハイブリット車は除く)
乗合：乗車定員 11 名以上
乗用：乗車定員 10 名以下
貨物(トラック等)：トラック, ダンプ, ジープ等
(バン等)：ライトバン, ミニバン, ワゴン等



車種別保有台数割合

部・局・支所別では、鶴来支所が35台で13.8%を占め、次に教育委員会事務局が33台で13.0%を占めている。車種別の主なものは小型乗用車が52台で20.5%、次に軽乗用車が38台で15.0%となっている。

また、課室別で公用車の多い課(別記資料1参照)は、学校教育課の17台で、次に管財課が16台である。学校教育課の場合、小中学校の児童生徒送迎用乗合バスを含んでおり、一方の管財課の場合は、本庁の共用車両の管理を行っているためである。

(2) 経過年数別状況

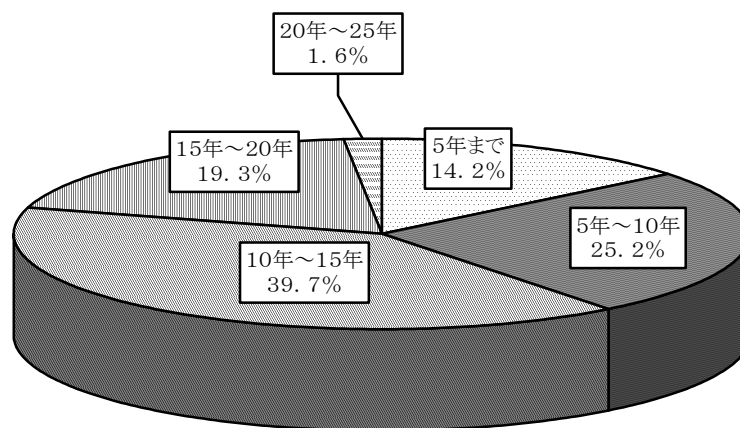
経過年数ごとの台数は、表3のとおりである。5年までが36台(14.2%)、5年から10年までが64台(25.2%)、10年から15年までが101台(39.7%)で、15年までの車両が201台で79.1%を占めている。

また、公用車254台中154台が経過年数10年を超えており、最も古いものは、鶴来支所上下水道課の小型貨物車で、昭和63年3月(23年経過)に登録されたものである。

表3 車種別登録年月からの経過年数別台数

(単位：台)

種 別	用 途	台 数	登録年月から経過した年数 (年)					
			～ 5	～ 10	～ 15	～ 20	～ 25	
普 通	乗 合	35	8	7	10	8	2	
	乗 用	33	4	17	11	1		
	貨 物 トラック等	5	1		4			
小 型	乗 用	52	8	13	22	9		
	貨 物	トラック等	13		1	5	6	1
		バン等	29	6	8	10	4	1
軽	乗 用	38	7	8	20	3		
	貨 物	トラック等	23	1	3	9	10	
		バン等	26	1	7	10	8	
合 計		254	36	64	101	49	4	
構成比 (%)		100.0	14.2	25.2	39.7	19.3	1.6	



経過年数別台数割合

(3) 総走行距離別状況

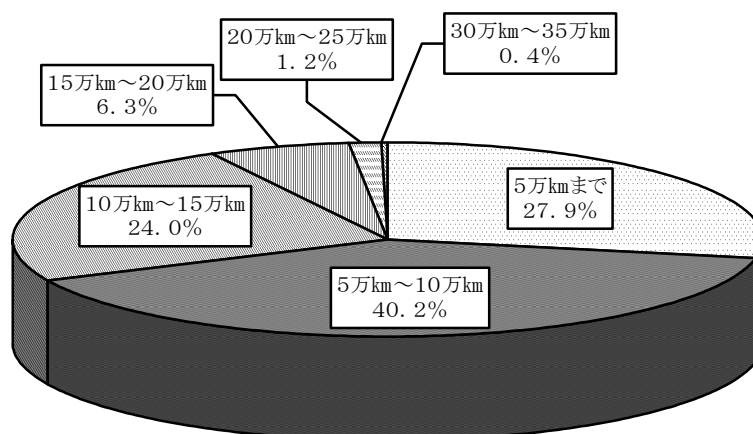
総走行距離ごとの台数は、表4のとおりであり、5万kmまでが71台(27.9%)、5万kmから10万kmまでが102台(40.2%)、10万kmから15万kmまでが61台(24.0%)で、15万kmまでの車両が234台で92.1%を占めている。

また、公用車254台中81台が総走行距離10万kmを超えており、最も走行したものは、総務部管財課の普通乗合車で324,679kmである。

表4 車種別の総走行距離別台数

(単位：台)

種別	用途	台数	総走行距離 (万km)						
			～5	～10	～15	～20	～25	～30	～35
普通	乗合	35	6	8	14	5	1		1
	乗用	33	8	18	5	2			
	貨物	トラック等	5	2	2		1		
小型	乗用	52	10	11	22	8	1		
	貨物	トラック等	13	3	4	5	1		
		バン等	29	10	13	6			
軽	乗用	38	11	23	4				
	貨物	トラック等	23	15	6	2			
		バン等	26	6	17	3			
合計		254	71	102	61	16	3	0	1
構成比(%)		100.0	27.9	40.2	24.0	6.3	1.2	0.0	0.4



総走行距離別台数割合

(4) 経過年数10年以上かつ総走行距離10万km以上の車両状況

公用車254台中、経過年数10年以上かつ総走行距離10万km以上の車両については、表5のとおりである。

経過年数と総走行距離との関係で見ると、経過年数10年以上かつ総走行距離10万km以上の車両は69台であり、27.2%にもなっている。

内訳を見てみると、普通乗合車が16台(23.2%)、普通乗用車が6台(8.7%)、普通貨物車が1台(1.5%)、小型乗用車が26台(37.7%)、小型貨物車が11台(15.9%)、軽乗用車が4台(5.8%)、軽貨物車が5台(7.2%)となっており、特に普通乗合車は、経過年数及び総走行距離ともに上位を占めている。

表5 経過年数10年以上かつ総走行距離10万km以上の台数

(単位：台)

経過年数 総走行距離	10年 ～ 15年	15年 ～ 20年	20年以上	合 計	構 成 比 (%)
30万km以上		普通乗合 1		1	1.5
25万km～30万km未満				—	—
20万km～25万km未満	普通貨物 1	普通乗合 1 小型乗用 1		3	4.3
15万km～20万km未満	普通乗合 1 普通乗用 1 小型乗用 7 小型貨物 1	普通乗合 3 小型乗用 1	普通乗合 1	15	21.7
10万km～15万km未満	普通乗合 6 普通乗用 4 小型乗用 11 小型貨物 4 軽乗用 4 軽貨物 2	普通乗合 2 普通乗用 1 小型乗用 6 小型貨物 6 軽貨物 3	普通乗合 1	50	72.5
合 計	42	25	2	69	—
構成比率(%)	60.9	36.2	2.9	—	100.0

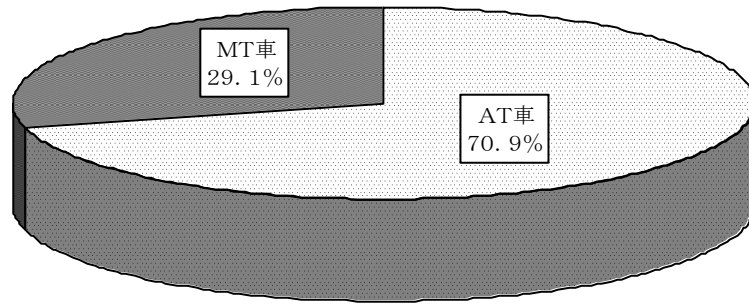
(5) 変速機の種類別状況

変速機の種類別台数は、表6のとおりであり、AT（オートマチック）車が180台（70.9%）、MT（マニュアル）車が74台（29.1%）となっている。

表6 車種変速機の種類別保有台数

(単位：台、%)

AT車	180台 70.9%	MT車	74台 29.1%
-----	---------------	-----	--------------



変速機の種類別保有台数割合

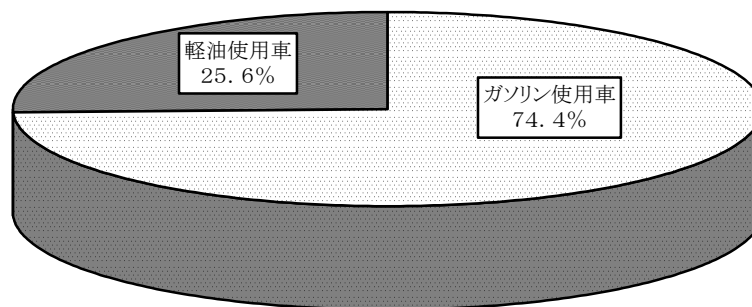
(6) 使用燃料の種類別状況

使用燃料の種類別台数は、表7のとおりであり、ガソリン使用車が189台(74.4%)、軽油使用車が65台(25.6%)となっている。

表7 使用燃料の種類別台数

(単位：台、%)

ガソリン使用車	189台 74.4%	軽油使用車	65台 25.6%
---------	---------------	-------	--------------



使用燃料の種類別台数割合

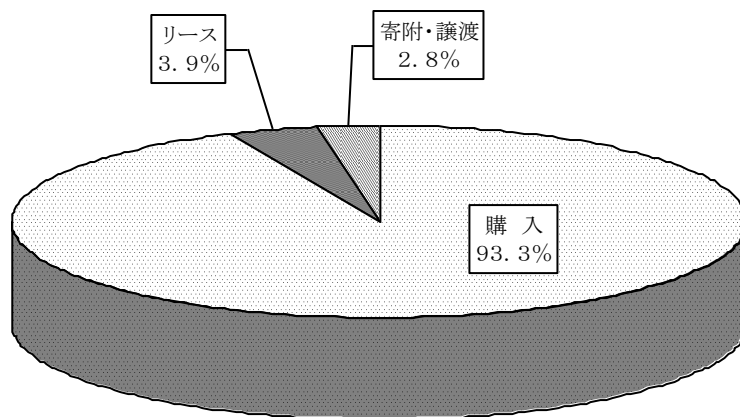
(7) 所有形態別状況

所有形態別の台数は、表8のとおりであり、購入が237台(93.3%)、リースが10台(3.9%)、寄附・譲渡が7台(2.8%)となっている。

表8 所有形態別の保有台数

(単位：台、%)

購入	237台 93.3%	リース	10台 3.9%	寄附・譲渡	7台 2.8%
----	---------------	-----	-------------	-------	------------



所有形態別の保有台数割合

2 運用状況

運用状況については、部・局・支所間の比較等を行うため、市長車、副市長車、教育長車、議長車、普通乗合車、平成22年度取得車、貸付車及び年間運行日数・年間走行距離・維持管理経費不明等の車両を除いた公用車（以下「一般車両」という。）を対象に、分析を行った。

(1) 部・局・支所別運用状況

一般車両の部・局・支所別の運用状況は、表9のとおりである。

【平均稼働率】：年間稼働日（運行日数）を平成22年度要勤務日数（243日）及び台数で除した値

【平均走行距離】：年間走行距離を要勤務日数（243日）及び台数で除した値

（注） 出先機関等で利用している車両について、稼働日数（243日）を越えて報告があったが、個々の稼働率に合わせて運行日数を調整した。

表9 部・局・支所別の運用状況

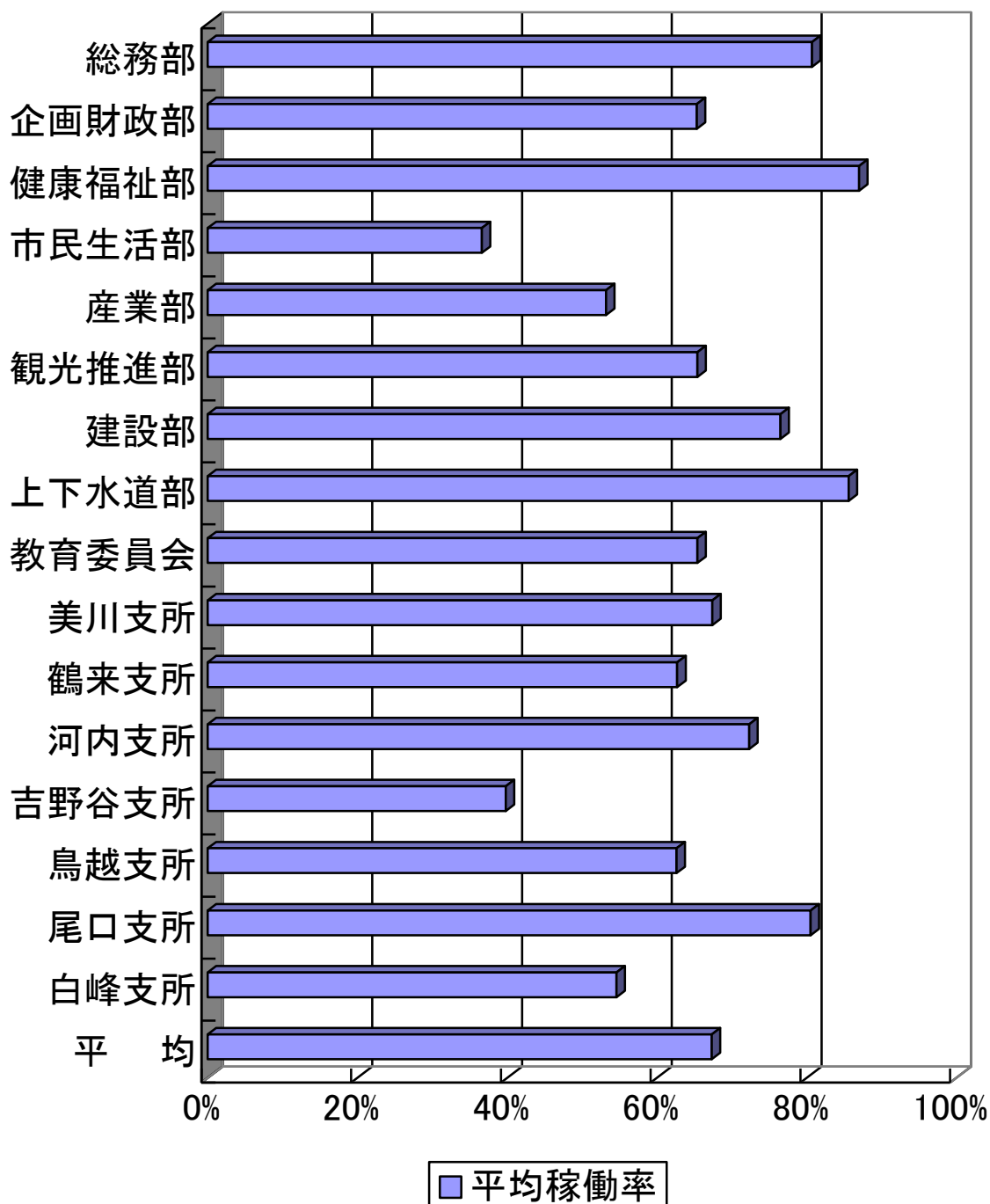
（単位：台、日、％、km）

部・局・支所	台数	運行日数	平均稼働率	年間走行距離	平均走行距離
総務部	13	2,548	80.7	122,083	38.6
企画財政部	4	635	65.3	26,906	27.7
健康福祉部	17	3,593	87.0	97,601	23.6
市民生活部	4	356	36.6	16,641	17.1
産業部	8	1,035	53.2	52,331	26.9
観光推進部	3	477	65.4	25,101	34.4
建設部	14	2,602	76.5	71,066	20.9
上下水道部	6	1,248	85.6	30,143	20.7
教育委員会	12	1,906	65.4	63,371	21.7
美川支所	20	3,277	67.4	86,857	17.9
鶴来支所	32	4,873	62.7	199,301	25.6
河内支所	5	878	72.3	41,827	34.4
吉野谷支所	12	1,162	39.8	58,818	20.2
鳥越支所	13	1,977	62.6	91,013	28.8
尾口支所	9	1,760	80.5	73,284	33.5
白峰支所	7	929	54.6	67,843	39.9
合計・平均	179	29,256	67.3	1,124,186	25.8

（注） 美川分室・鶴来分室・白山ろく分室の教育課は、各支所において集計している。

一般車両179台の部・局・支所別ごとの平均稼働率は、総務部、健康福祉部、上下水道部及び尾口支所が80%以上と高くなっており、市民生活部及び吉野谷支所が40%以下となっている。

部・局・支所別の平均稼働率（単位：％）



また平均走行距離では、市民生活部及び美川支所が20km以下と低くなっているが、その要因は市民生活部は稼働率が低いため、美川支所は管轄区域が狭いためと思われる。

部・局・支所別の平均走行距離（単位：km）

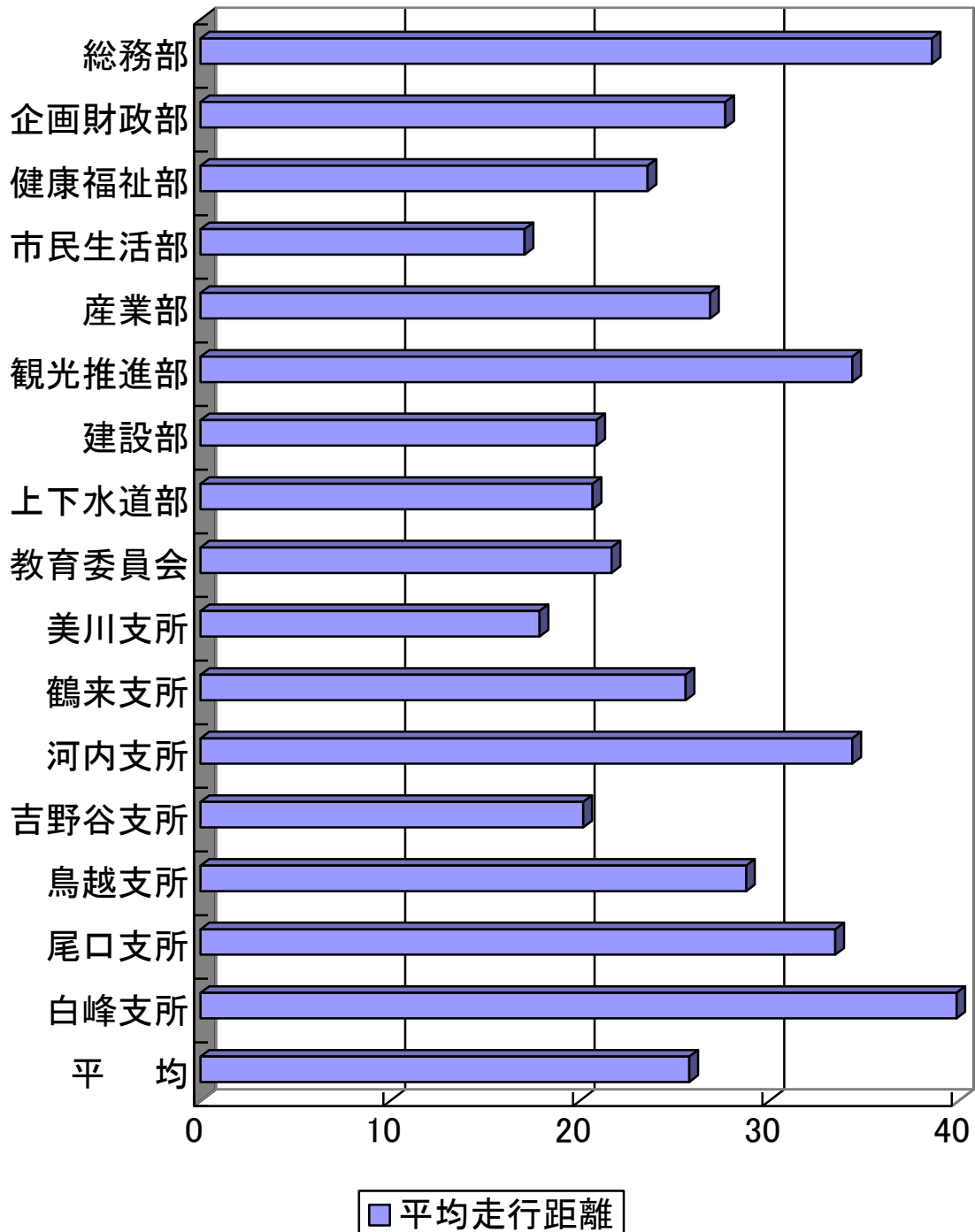


表10 部・局・支所別の稼働率分布状況

(単位：台)

部・局・支所	台数	稼働率 (%)									
		～10	～20	～30	～40	～50	～60	～70	～80	～90	～100
総務部	13					1	1	2	2	1	6
企画財政部	4					1		2		1	
健康福祉部	17						2		3	2	10
市民生活部	4			1	1	2					
産業部	8			1	1	1	1	3	1		
観光推進部	3				1				1	1	
建設部	14				1	1		3	3	1	5
上下水道部	6								3	1	2
教育委員会	12	1	1					3	3	2	2
美川支所	20			2	2	4	1			4	7
鶴来支所	32	1	2	1	3	1	5	9	2	1	7
河内支所	5				1				2	1	1
吉野谷支所	12	3	1	2		3		1	1		1
鳥越支所	13			1	1	2	2	1	3	2	1
尾口支所	9			1	1					2	5
白峰支所	7		1		1		2	1	2		
合計	179	5	5	9	13	16	14	25	26	19	47

(注) 美川分室・鶴来分室・白山ろく分室の教育課は、各支所において集計している。

今回調査した稼働率は一般車両全体で67.3%であるが、1日1回でも使用すれば稼働日として算出したものである。

(2) 車種別運用状況

一般車両の車種別の運用状況は、表11のとおりである。

表11 車種別の運用状況

(単位：台, 日, %, km)

車種別	用途	台数	運行日数	平均稼働率	年間走行距離	平均走行距離
普通	乗用	22	3,280	61.4	179,151	33.5
	貨物	5	630	51.9	22,795	18.8
小型	乗用	50	8,716	71.7	420,926	34.6
	貨物	32	4,891	62.9	197,558	25.4
軽	乗用	30	5,331	73.1	134,379	18.4
	貨物	40	6,408	65.9	169,377	17.4
合計	乗用	102	17,327	69.9	734,456	29.6
	貨物	77	11,929	63.8	389,730	20.8

車種別運用状況は、普通貨物車の平均稼働率が他の車種と比較すると低い水準にあるが、他は60%台から70%台となっている。また平均走行距離は、普通貨物車と軽乗用車と軽貨物車が20km以下で低い水準にあるが、他は20km台から30km台となっている。

平均稼働率と平均走行距離を合わせて検証してみると、普通乗用車と小型乗用車は両方とも高い値であり、その要因は、本庁と支所間及び支所と支所間等の長距離の移動用として利用しているためと思われる。それとは反対に、軽乗用車は平均稼働率が高いが平均走行距離が低い値であり、その要因は、本庁内及び支所管内での短距離の移動を中心として利用しているためと思われる。

表12 車種別稼働率の分布状況

(単位：台)

車種別	用途	台数	稼働率 (%)									
			～10	～20	～30	～40	～50	～60	～70	～80	～90	～100
普通	乗用	22	1	2	2	2	1	1	3	3	1	6
	貨物	5			1	1	1	1				1
小型	乗用	50	1		1	4	4	3	7	10	6	14
	貨物	32	2		3	2	3	3	6	2	7	4
軽	乗用	30		2	1	1	4	2	1	2	4	13
	貨物	40	1	1	1	3	3	4	8	9	1	9
合計	乗用	102	2	4	4	7	9	6	11	15	11	33
	貨物	77	3	1	5	6	7	8	14	11	8	14

車種別稼働率の運用状況は、表12のとおりであり、一般車両179台中92台(51.4%)が70%を超えており、10台(5.6%)が20%以下となっている。

なお、稼働率が20%以下となっている車両は、10台中4台が10人乗以上のワゴン車であり、支所で移動用及び送迎用等として臨時的な場合に使用されている。またその他の4台が貨物用のトラック車であり、本庁及び支所の荷物及び展示品の運搬用で、常に使用されていない。

(3) 登録年度別運用状況

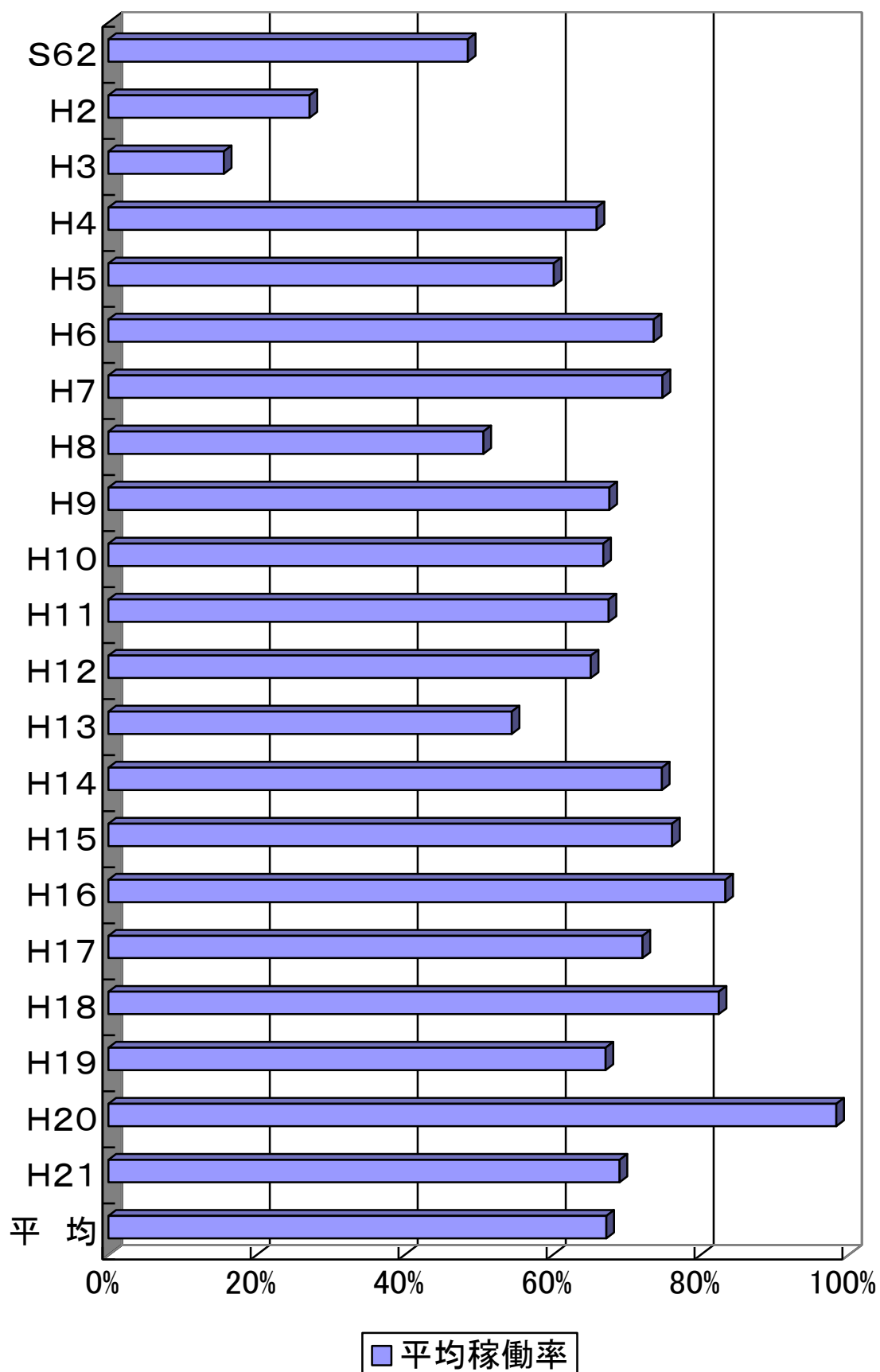
一般車両の登録年度別運用状況は、表13のとおりであり、一般的に年式の古いものほど、平均稼働率が低く平均走行距離も短くなっている。

表13 登録年度別の運用状況

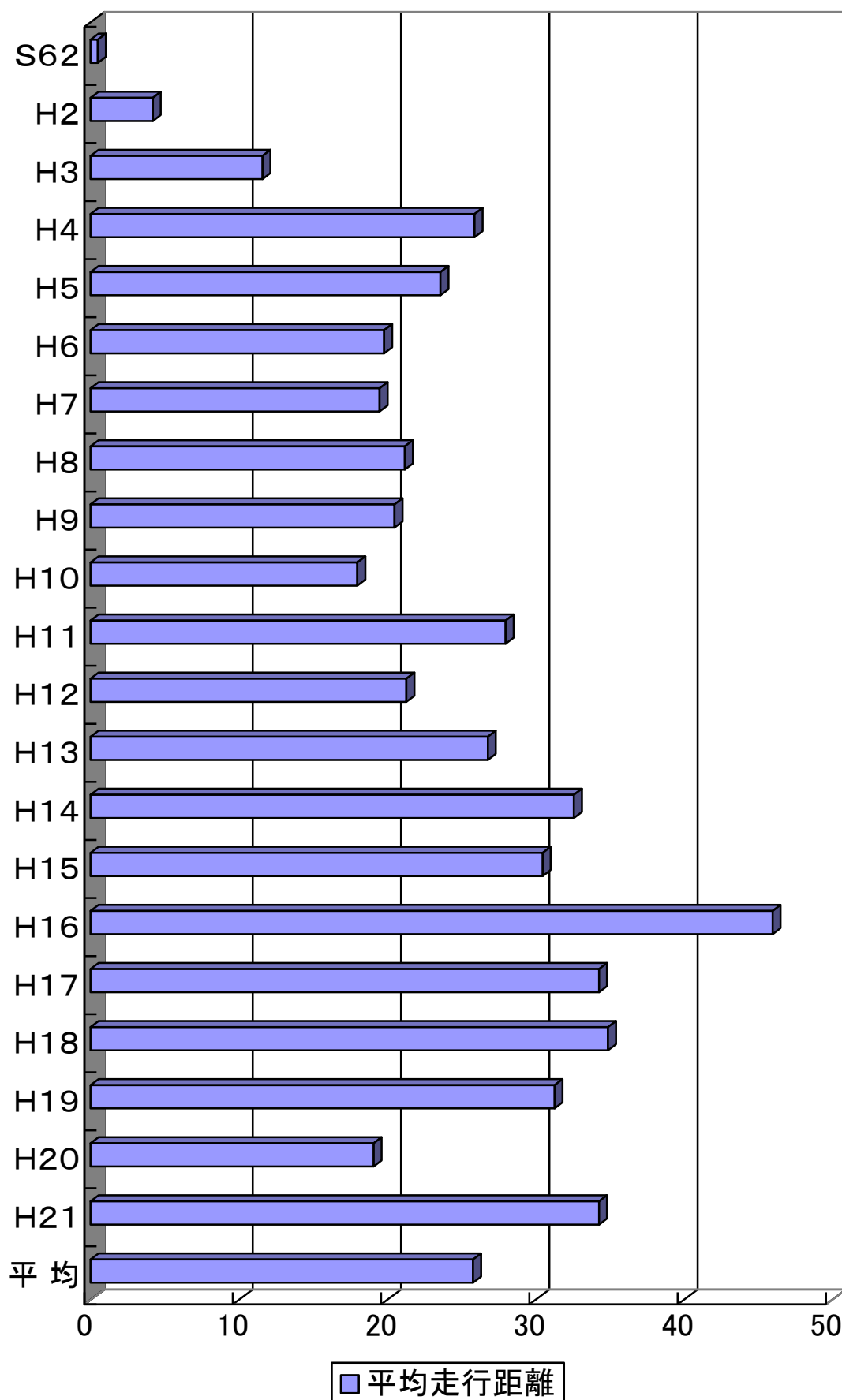
(単位：台, 日, %, km)

年度	台数	運行日数	平均稼働率	年間走行距離	平均走行距離
S62	1	118	48.6	130	0.5
H2	1	66	27.2	1,021	4.2
H3	2	76	15.6	5,618	11.6
H4	4	642	66.0	25,222	25.9
H5	9	1,317	60.2	51,678	23.6
H6	11	1,971	73.7	52,871	19.8
H7	10	1,819	74.9	47,413	19.5
H8	14	1,726	50.7	72,069	21.2
H9	16	2,634	67.7	79,642	20.5
H10	17	2,763	66.9	74,540	18.0
H11	17	2,793	67.6	115,482	28.0
H12	11	1,743	65.2	57,051	21.3
H13	11	1,457	54.5	71,573	26.8
H14	10	1,817	74.8	79,288	32.6
H15	10	1,852	76.2	74,148	30.5
H16	11	2,230	83.4	123,040	46.0
H17	3	526	72.2	24,997	34.3
H18	4	802	82.5	33,890	34.9
H19	5	817	67.2	38,086	31.3
H20	1	239	98.4	4,639	19.1
H21	11	1,848	69.1	91,788	34.3
合計・平均	179	29,256	67.3	1,124,186	25.8

登録年度別の平均稼働率（単位：％）



登録年度別の平均走行距離（単位：km）



3 管理状況

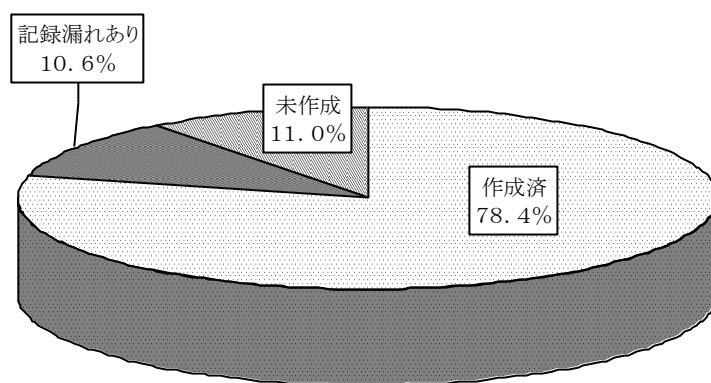
(1) 運転日誌の作成状況

運転日誌の作成状況の台数は、表14のとおりであり、作成済が199台（78.4%）、記録漏れありが27台（10.6%）、未作成が28台（11.0%）となっている。

表14 運転日誌の作成状況台数

（単位：台、%）

作成済	199台 78.4%	記録漏れ あり	27台 10.6%	未作成	28台 11.0%
-----	---------------	------------	--------------	-----	--------------



運転日誌の作成状況台数割合

(2) 部・局・支所別維持管理経費執行状況

維持管理経費については、部・局・支所間の比較等を行うため、一般車両を対象に分析を行い、執行状況は表15のとおりである。

表15 1台当たり部・局・支所別の維持管理経費執行状況

(単位：台, km, 円, km/ℓ)

部, 局, 支所	台数 (台)	年間走行 距離(km)	燃料費		修繕費 (円)	その他 (円)	合計 (円)	1 km当り運 行経費(円)
			(円)	燃費(km/ℓ)				
総務部	13	9,391	99,385	13.0	75,462	52,077	226,924	24.2
企画財政部	4	6,727	84,000	10.6	10,250	155,750	250,000	37.2
健康福祉部	17	5,741	67,412	11.5	12,471	52,353	132,236	23.0
市民生活部	4	4,160	51,000	11.9	6,000	22,000	79,000	19.0
産業部	8	6,541	80,750	11.5	48,875	48,750	178,375	27.3
観光推進部	3	8,367	105,333	11.7	6,333	107,333	218,999	26.2
建設部	14	5,076	78,214	8.7	31,929	54,000	164,143	32.3
上下水道部	6	5,024	73,167	9.6	12,333	24,167	109,667	21.8
教育委員会	12	5,281	69,917	11.5	18,167	29,750	117,834	22.3
美川支所	20	4,343	30,600	10.7	37,750	46,350	114,700	26.4
鶴来支所	32	6,228	52,625	11.7	48,219	81,156	182,000	29.2
河内支所	5	8,365	73,000	11.6	36,200	132,200	241,400	28.9
吉野谷支所	12	4,902	61,667	10.4	34,000	107,000	202,667	41.3
鳥越支所	13	7,001	72,615	10.9	21,308	38,385	132,308	18.9
尾口支所	9	8,143	115,556	10.6	49,444	55,889	220,889	27.1
白峰支所	7	9,692	112,143	11.4	18,571	42,286	173,000	17.8
平均	—	6,561	76,712	11.1	29,207	65,590	171,509	26.4

(注) 美川分室・鶴来分室・白山ろく分室の教育課は、各支所において集計している。

【修繕費】：修繕料、車検費、事故関係修繕料等である。

【その他】：消耗品費、保険料、手数料（車検の点検一式含む）、リース料、重量税等である。

総務部の修繕費が高くなっているのは、事故による修繕車両が5台もあったことによるもので、一時的なものである。

企画財政部、河内支所、吉野谷支所のその他が高くなっているのは、公用車のリース料が含まれているからである。

観光推進部のその他が高くなっているのは、消耗品費でタイヤ及びバッテリーの購入があったためである。

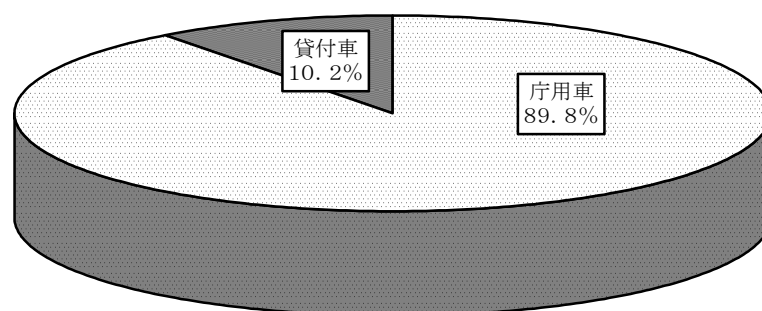
4 貸付車両

(1) 貸付車両の状況

調査基準日における公用車の貸付状況は、表16のとおりであり、庁用車が228台(89.8%)、貸付車が26台(10.2%)となっている。

表16 貸付車両の保有台数 (単位：台、%)

庁用車	228台 89.8%	貸付車	26台 10.2%
-----	---------------	-----	--------------



貸付車両の保有台数割合

貸付車両は、4団体に対して26台が貸付けられている。貸出先及び台数は表17のとおりであり、「白山市地域振興公社」に11台(42.3%)、「白山市社会福祉協議会」に8台(30.8%)、「株式会社SAM白山」に5台(19.2%)、「白山会」に2台(7.7%)である。

表17 公用車の貸付状況 (単位：台)

貸付先	台数	貸付理由	契約書の有無
白山市地域振興公社	4	体育施設管理用	×
	2	送迎用、作業用	×
	2	貨物用	○
	3	送迎用、作業用	○
白山市社会福祉協議会	8	ヘルパー用、送迎用	○
株式会社SAM白山	5	作業用	○
医療法人社団白山会	2	送迎用	○

※ 貸借契約書の有無 … ○：契約書有 ×：契約書無

① 貸付理由

貸付理由は、指定管理業務に伴うもの、老人福祉・保健指導事業等の公益事業に伴うもの、白山市社会福祉協議会、白山市地域振興公社等の本市の関連団体の事務遂行に伴うものである。

② 貸付条件

貸付条件については、貸付車両の全てが無償貸付であり、貸借契約書の作成されているものは、指定管理業務、委託業務、公益的事業用等して用途が限定されている。

③ 貸付手続

車両の貸付に係る手続については、契約書の締結が必要であるが、契約書の無い車両も見受けられた。

(2) 貸付車両の運用状況

調査基準日における公用車の貸付状況は、表18のとおりである。

なお、「貸付車両の運用状況」については、貸付車両26台のうち貸付先において運用状況の把握がなされていなかった車両を除いた12台について分析した。

表18 貸付先別運用状況

(単位：台、日、%、km)

貸付先	台数	運行日数	平均稼働率	年間走行距離	平均走行距離
白山市地域振興公社	9	882	40.3	40,236	18.4
株式会社SAM白山	3	619	84.9	18,338	25.2
計・平均	12	1,501	51.5	58,574	20.1

① 平均稼働率

平均稼働率については、年間を通じて稼働する事業所もあるが、市役所の要勤務日数243日を当てはめて比較した。平均稼働率の低い事業所としては、白山市地域振興公社が40.3%である。白山市地域振興公社の車両は、体育施設ごとの貸付車両の配置及び、宿泊施設の送迎・作業用として限定された利用のためである。

② 平均走行距離

1日平均の走行距離については、全体平均20.1kmに対し、白山市地域振興公社は18.4kmと短くなっている。これは、指定管理施設である「ふるさと保養センター清流」と「御前荘」の送迎として、主に松任・美川・鶴来地域から当該施設までの往復区間のみの運行として利用されており、体育施設に関しては、施設ごとに貸付車両を配置しているためである。

第4 まとめ

今回の行政監査は、公用車の管理運用状況の実態を把握するとともに、厳しい財政状況の中で、保有状況、効率的な運用状況、維持管理経費等の管理状況等を主眼に監査を実施した。

監査の結果については、各項目で述べてきたところであるが、事務手続き等は概ね適正に執行されていると認められたが、今後の公用車の管理の適正化及び効率的な運用を実施するにあたり、次の点について改善を検討する必要があると思われる。

1 関係規程の整備、運用状況について

(1) 財務規則の運用状況について

貸付車両については、財務規則第254条に基づき、物品を貸出しするときは、『物品借用書』を提出させなければならないことになっている。しかし、未申請による貸付けなど一部正規の手続きに基づかない貸付車両が見受けられるので、規則に遵守した適切な事務手続きを行い、早急に貸付条件等の確認を行い、賃借契約書を整備されたい。

また契約してある貸付車両は、全てが無償貸付であり、多くの車両が市町村合併前からそれぞれ旧市町村の判断によって貸付けされている。契約更新時に当たっては、公益上の必要性、他の事業、地域との均衡等を考慮し、一定の基準に基づき、貸付継続の必要性や、維持管理経費の負担区分等貸付条件を含め、契約の見直しを検討されたい。

(2) 庁用自動車管理規程の運用状況について

ア 整備管理者及び安全運転管理者について

整備管理者については、道路運送車両法第50条第1項に、安全運転管理者にあたっては、道路交通法第74条の2第1項及び第4項によって、その選任が義務付けられている。

本市の場合は、市庁用自動車管理規程第11条第1項に基づき、安全運転管理者及び整備管理者は、法定の資格を有する職員のうちから市長が任命することとなっている。

当該職員に各種講習会等を今後も継続して受講させ、技術面、安全管理のより一層の専門的な知識習得に努められたい。

イ 運転日誌の有無について

市庁用自動車管理規程第12条第1項に基づき、運転者はその運行に関する記録を『自動車運転日誌』に記載し、車庫に納車後、管理者に報告しなければならないとなっている。

運転日誌の未作成や記入漏れが見られるので、早急に、作成及び記載をするよう徹底されたい。

ウ 運転前点検及び運行終了後の清掃について

市庁用自動車管理規程第12条第2項に基づき、運転者は必ず自動車の運行開始前に点検を実施し、運行終了後は清掃を行い使用に支障のないよう努めなければならないとされていることから、同規定を遵守されたい。

2 公用車の運用・管理状況について

ア 公用車の更新について

経過年数10年以上かつ総走行距離が10万km以上の車両は69台であり、全体の27.2%にもなっており、なかには、経過年数が20年を超えた車両や、総走行距離が20万kmを超えた車両もある。

公用車の更新については、厳しい財政下であるが、購入年度、走行距離、車体の状況、修繕状況などを考慮して、安全かつ効率的な運行のためにも適切な更新に努められたい。

イ 公用車の適正な配備について

一般車両を対象に運用状況を調査した結果、平均稼働率が低い部署が見受けられた。また、今回調査した稼働率は一般車両全体で67.3%となっている。

今後は稼働率の低い原因を詳細に調査し、その部署で必要な車両なのか、もっと稼働率を上げるにはどのような対策を行えばよいかを考える必要があると思われる。

数年後には支所の統廃合が行われる予定であるが、その地域に必要である車両を必要最小限に配備し、余剰となった車両を他の部署に移動する措置を行う必要があると思われる。

各課が管理している専用車については、稼働率の低い車両を共用車両に移管する措置を行う必要があると思われる。また、自分の課だけが使用するのではなく、使用していない時には、他の課に貸し出すなどの措置を行えば良いと思われる。

また職員の自家用車の公務使用については、公務能率の向上を図ることを目的に平成15年4月から実施されたが、この措置は、あくまでも暫定的なものと考えべきであり、公用車配置の流動化を図ることにより解消されるので、公用車の適正な配備を早急に行う必要があると思われる。

ウ 公用車の維持管理費について

一般車両を対象に維持管理費を調査した結果、年間走行距離が平均値より短いにもかかわらず、1km当りの運行経費が高い部署が見受けられた。これは、公用車のリース料の割合が合計金額に対して高かったためと思われるが、厳しい財政下であるが、全体の公用車の配備状況を見ながら、再度の検討が必要と思われる。

3 貸付車両について

貸付車両の稼働率が低い貸付相手先については、必要性を再検討し、貸付け車両を減少させるなど、事業の効率化に努められたい。

資 料 編